

関東学院大学大学院学費・諸納金納入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第45条の規定に基づき、大学院の学費及び諸納金（以下「学費等」という。）の納入に関し、必要な事項を定める。

(学費)

第2条 この規程において「学費」とは、入学金、授業料、施設費及び実験実習費をいう。

(諸納金)

第3条 この規程において「諸納金」とは、学会費及び学生教育研究災害傷害保険料をいう。

(学費等の額)

第4条 学費等の額は、大学院学則別表第2に定めるとおりとする。

(学費等の納期)

第5条 学費等の納期は、次のとおりとする。

(1) 春学期の納期は、4月1日から4月25日までとする。

(2) 秋学期の納期は、10月1日から10月25日までとする。

2 入学を許可された者の学費等の納期は、前項第1号の規定にかかわらず、入学手続書類に記載された期日までとする。

3 特別の事由により前2項の規定により難いと学長が認めた場合は、学費等の納期を変更することができる。

(学費等の納入方法)

第6条 学費等は、所定の用紙により、前条に規定する納期内に本学が指定する銀行に振込むものとする。

(学費等の延納)

第7条 経済的困窮により、学費等を第5条第1項に規定する納期内に納入することができない場合は、所定の延納願を当該納期内に、学生生活課に提出するものとする。

2 学費等の延納を許可された者は、学費等を春学期については6月25日まで、秋学期については12月25日までに納入しなければならない。

(学費等未納者の措置)

第8条 学費等未納者の試験の受験及び課程の修了は、これを認めない。

(学費等未納者の退学)

第9条 学費等を、第5条第1項に規定する納期から2箇月を経過しても納入しない者又は学費等の延納を許可された者であって、第7条第2項に規定する納期内に納入しない者は、大学院学則第37条の規定に基づき、当該研究科委員会の議を経て、退学とすることがある。

(在籍期間の終期)

第10条 学費等未納により退学された者の在籍期間の最終日は、すでに納入した学費等の納入日が属する年度又は学期の末日とする。

(所要単位修得者の学費等)

第11条 博士課程に所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位を修得した者が、修士又は博士の学位の取得を目的として、所定の修業年限を超えて当該課程に在籍する場合の学費等は、当該年度の授業料の半額とし、春学期と秋学期にそれぞれ2分の1ずつ納入するものとする。

2 工学研究科に在籍する者は、前項に定めるもののほか、実験実習費を納入しなければならない。

(休学者の学費等)

第12条 休学を許可された者の学費等は、当該学期100,000円（在籍料）とする。

2 学費等を納入した者であって、春学期については6月25日、秋学期については12月25日を超えて休学の申し出をし、休学が許可された場合は、すでに納入した学費等は返還しない。

(停学者の学費等)

第13条 停学中の者は、学費等を全額納入しなければならない。

(再入学者の学費等)

第14条 大学院学則第38条の規定により、再び入学を許可された者の学費等は、許可年度の入学生と同額とする。ただし、学生災害傷害保険料については、許可年次から修業年限までの期間の額とする。

(再入学者の学費等の免除)

第15条 関東学院大学学位規則第22条に定める博士の学位授与の申請を目的として再び入学する場合の学費等は、初回に限り当該年度について、これを免除する。

(春学期末修了者の秋学期納入学費の免除)

第16条 大学院の学生で春学期末をもって修了する者については、当該年度における秋学期納入学費を免除する。

2 前項の規定により、秋学期納入学費の免除を受けようとする者は、所定の申請書を学生生活課に提出するものとする。

3 所定の修業年限以上在学し、大学院学則第22条若しくは第23条に定める修了要件を春学期末をもって満たす者が、当該年度における秋学期の授業を履修せずに在学する場合は、秋学期納入学費を50,000円とする。

(学費等の返還)

第17条 一度納入した学費等は、これを返還しない。ただし、前条第1項に該当する者であって、すでに当該年度における秋学期納入学費を納入した場合には、前条第1項に定める免除額を返還する。

(他規程の準用)

第18条 この規程に定めるもののほか、大学院の学費等の納入に関し必要な事項は、関東学院大学学費・諸納金納入規程の規定を準用する。

(その他)

第19条 この規程に定めた納期が金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日を納期とする。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和58年12月15日から改正施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成4年12月15日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成6年10月27日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成11年2月25日改正し、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月13日に改正し、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年2月19日に改正し、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月12日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月14日に改正し、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月15日から改正施行する。

2 この規程による改正後の大学院学費・諸納金納入規程第12条第2項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成22年6月3日から改正施行する。

2 この規程による改正後の大学院学費・諸納金納入規程第11条第1項及び第16条第3項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年12月18日から改正施行する。

附 則

1 この規程は、2014年4月24日から改正施行する。

2 この規程による改正後の大学院学費・諸納金納入規程第15条の規定は、2014年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2015年9月17日に改正し、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年10月18日から改正施行する。

附 則

この規程は、2019年4月15日に改正し、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年3月7日に改正し、2024年4月1日から施行する。